

経済法 第 8 回 05/011

担当 中川晶比兒

I 企業結合規制の概要

【企業結合規制の射程】:独禁法第 4 章の規定(第 9 条~18 条)

[1] 「企業結合とは、株式保有・役員兼任や、合併・営業譲受け¹などの会社組織上の手段によって、複数の企業が継続的・組織的に統一的意思決定の下に置かれることをいう。」²

※ 別個の企業の下で行われていた事業が、同一の意思決定主体の下に置かれること

[2] 市場集中規制(市場支配力規制)と一般集中規制

[2-1] 「企業結合規制は大きく 2 つの類型に分かれる。市場集中規制と一般集中規制である。」「まず、市場集中規制は、10 条、13 条、14 条、15 条、15 条の 2、15 条の 3、および 16 条である。これら市場集中規制は、①「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」および②不公正な取引方法によるものである場合に、企業結合を禁止する。①は、私的独占の禁止や不当な取引制限の禁止等と同じく、「一定の取引分野」における市場支配力の形成、維持、強化の有無を問うものである。個別の商品市場および地理的市場を念頭に置く。」³

[2-2] 「一般集中規制は、9 条および 11 条である。」⁴「これらの規定に共通の特色は、規制の基準を、…市場支配力の形成とは無関係に定めていることで、その根底にある共通の考え方は、少数者による産業支配の排除ということである。すなわち、個々の事業者の事業活動を、少数者の支配から解放し、それぞれの事業者の自主的な立場で活発に行われるようにすることが、これらの定める狙いといってよい。」「従って、独禁法の他の諸規定が、市場における競争機能の維持を狙いとして設けられているのとは、いささか異質的な感を免れないが、少数者支配の排除は、反独占の立場に立つ経済民主主義の現われに外ならないもので、もとより、競争政策とも無縁ではない。」⁵

[3] 違反の効果に大きな違いはない:独禁法 17 条の 2⁶

「第十条第一項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

2 第九条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該違反行為者に対し、株式の全部又は一部の処分、会社の役員 の辞任その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。」

【一般集中規制 1:事業支配力の過度集中】

[1] 独禁法 9 条

「他の国内の会社の株式(社員の持分を含む。以下同じ。)を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

¹ 現行法では「事業の譲受け」である。会社法 467 条、独禁法 16 条を参照。

² 実方謙二『独占禁止法[第 4 版]』79 頁(有斐閣、1998 年)

³ 金井貴嗣ほか編『独占禁止法[第 6 版]』193 頁(武田邦宣)(弘文堂、2018 年)

⁴ 同上

⁵ 今村成和『独占禁止法入門[第 4 版]』41-42 頁(有斐閣、1993 年)

⁶ ただし、独禁法 11 条違反については罰則が定められている(独禁法 91 条)。

2 会社(外国会社を含む。以下同じ。)は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。⁷

3 前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社⁸の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。」

[2] 事業支配力が過度に集中することとなる 3 つの場合 (概要)

[2-1] 会社グループ(会社+子会社+実質子会社)が、
総合的事業規模すなわち総資産の合計額で 15 兆円を超え、
日本標準産業分類 3 桁分類で売上高 6000 億円超の 5 以上の事業分野の全てにおいて、
単体総資産の額が 3000 億円を超える別々の会社を有する場合。⁹

[2-2] 会社グループが、
単体総資産の額が 15 兆円を超える金融会社(銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社)と、
金融又は金融と密接に関連する業務を除く¹⁰事業分野で単体総資産の額が 3000 億円を超える会社
を有する場合。¹¹

[2-3] 会社グループが、
日本標準産業分類 3 桁分類で売上高 6000 億円超の 5 以上の事業分野の全てにおいて、
売上高のシェアが 10%以上の別々の有力な会社を有しており、
これらの事業分野が取引関係・補完的關係・代替関係を通じて相互に関連性を持つ場合。¹²

[3] 3 類型の意味に関する公取委の説明

①独禁法第 9 条 3 項の「要件を満たし、事業支配力が過度に集中することとなる会社として禁止される類型」は、上記 3 つの類型の「いずれかに該当するものであると解釈することができる。」¹³

②「現在、9 条ガイドラインにおいて第 1 類型から第 3 類型までその基準を定めているが、…、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法第 9 条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではない。このため、仮に 9 条ガイドラインで定める各基準に該当するような会社グループが出現した場合には、法第 9 条に定める要件に該当するかどうかを、個別事案の事実関係に基づいて慎重に検討し、その違法性を判断することとしている。」¹⁴

※ 3 類型は注視・警戒すべき企業グループをスクリーニングする機能しかない。

⁷ 9 条 1 項における規制対象は内国会社のみだが、2 項において外国会社が規制対象に入る。

⁸ 「子会社」は会社が総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社(独禁法 9 条 5 項)であり、「その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社」は、「実質子会社」と呼ばれる。実質子会社は、会社が議決権保有比率で 25%超 50%以下を保有することによって筆頭株主となっている他の国内の会社を意味する。「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」1(1)ウ(平成 14 年 11 月 12 日)

⁹ 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(2)(平成 14 年 11 月 12 日)。15 兆円や 3000 億円はいずれも 6 大企業集団(三井/三菱/住友/富士・伊藤忠/三和/第一勧銀・丸紅)の規模を参考にしている。実方・95 頁**、****。

¹⁰ 銀行業・保険業の子会社として業法で認められている会社を規制対象から外す趣旨。

¹¹ 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(3)(平成 14 年 11 月 12 日)

¹² 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(4)(平成 14 年 11 月 12 日)

¹³ 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」2(1)(平成 14 年 11 月 12 日)

¹⁴ 「独占禁止法第 9 条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」4(平成 27 年 3 月 31 日)

[4] 9 条の規制はいつ発動されるか

公正且つ自由な競争が妨げられる可能性が「市場を横断して広範囲にわたって発生し、国民経済に大きな影響を及ぼす場合には、「個々の市場で見れば独占禁止法第 10 条等の市場集中規制や同法第 3 条、第 19 条等の行為規制…の規制基準に達しないようなものであっても、法第 9 条に違反することとなる。」¹⁵

※ 市場集中規制が実務のメインであり、そこでは事案ごとに競争に与える影響を具体的に分析している。そのような現状を前提とする限り、「過度の経済力集中により個別市場での競争に対する悪影響が生じることの予防的な規制である」¹⁶という位置づけはもはや正当化できない。企業結合規制でも私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法規制でも捉えられないような行為が複数市場にわたって行われれば、法が介入すべき弊害が生じるという経験的事実は存在しない。その意味では、9 条は未知の弊害への備え。「仮に法第 9 条を廃止することになれば、将来、我が国において、事業支配力の過度集中をもたらす会社グループが出現した場合に、これがもたらす可能性のある問題に対して、有効に対処する手段が存在しないこととなる。」¹⁷

※ 9 条の背景にある発想は？

(a) 「一企業が複数市場で影響力を持つと、個別市場での競争的努力を怠るはずだ」という直観？

(b) 富の集中(複数産業を特定企業が手中に収めること)への素朴な嫌悪感？我々は誰かに支配され命じられた人生を生きたいとは思わない。

⇒ (a)はコーポレート・ガバナンスが機能していれば一般的には想定しにくいのではないか。

⇒ (b)は一企業が複数市場で市場支配力を持つ状況であり、市場集中規制が完全に機能していれば対処可能かもしれない。もっとも、サプライチェーンの上流から下流まで(各段階での金融を含む)を特定企業グループが支配する状況はグローバルにはありうるかもしれない。どこまで集中すれば介入すべきかは、国民世論ないし政治圧力でしか線引きできないことからすれば、市場集中規制が失敗した場合のセーフガードというべきか。

【一般集中規制 2: 銀行・保険業の株式保有規制】

[1] 独禁法 11 条

「銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五(保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。)を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、…次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合

二 (略)

三 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合

(略)

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

2 前項第一号から第三号まで及び第六号の場合…において、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引

¹⁵ 「独占禁止法第 9 条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」4(平成 27 年 3 月 31 日)。同文書は、「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)により、「独占禁止法第 9 条に基づく今後の一般集中規制の在り方について、市場集中規制がある中、存在意義は無く廃止すべきとの指摘があることを踏まえつつ、現在の経済社会において規制が廃止されることにより実際に生じ得る現実的な弊害を具体的に明らかにする。」よう求められたことに対応したものである。

¹⁶ 実方・87 頁

¹⁷ 「独占禁止法第 9 条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」4(平成 27 年 3 月 31 日)。

委員会の認可は、同項第三号の場合を除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。」

[2] 制度趣旨

「銀行と保険会社は、…一般の事業会社と比べ、その事業の特性から巨大な資金力を抱える会社であり、かつ事業会社に対し融資・保証などを行うことにより、企業支配の可能性を強く有しているため、これに株式保有が加わればその危険性はさらに大きくなる。」¹⁸

※ 銀行・保険会社が他の事業会社を支配（事業活動を拘束）することが、当該事業が行われる市場での競争が制限されることを問題にしているのではない（そのような例は私的独占等で処理可能）。9条の予防規制ともとれるが、銀行法 16 条の 4 第 1 項及び保険業法 107 条 1 項にも類似の規定がある¹⁹ことから、金融インフラが公平かつ安定的（事業者のリスクが波及しないように²⁰）営まれることは、事業会社間が公正且つ自由な競争を行うための基盤として重要ということか。

【市場集中規制の構造】

[1] 独禁法 10 条

「会社は、他の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

2 会社であつて、その国内売上高…と当該会社が属する企業結合集団²¹…に属する当該会社以外の会社等…の国内売上高を…合計した額（以下「国内売上高合計額」という。）が…政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式取得会社」という。）は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を…合計した額が…政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式発行会社」という。）の株式の取得をしようとする場合…において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる…議決権の数の当該株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合が、…政令で定める数値…を超えることとなるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。…

（略）

8 第二項の規定による届出を行つた会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

9 公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、株式取得会社に対し、第五十条第一項の規定による通知をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合
- 二 当該届出に係る株式の取得に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

¹⁸ 根岸哲・舟田正之『独占禁止法概説（第 5 版）』128 頁（有斐閣、2015 年）

¹⁹ ただしこれらの違反は過料のみである（銀行法 65 条 7 号、保険業法 333 条 34 号）

²⁰ 根岸哲編『注釈独占禁止法』278 頁（山部俊文）（有斐閣、2009 年）

²¹ 「当該会社が属する企業結合集団」とは、「会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。」詳しくは後掲の図を参照。

※ 10 条の構造は、15 条(合併の制限)、15 条の 2(会社分割の制限)、15 条の 3(共同株式移転の制限)、16 条(事業譲受け等の制限)でも採用されている(準用規定としての読み替え)。²²

[2] 事前届出制度における企業結合審査

①届出受理から 30 日間の禁止期間・待機期間²³に、第 1 次審査:

- (a) 独占禁止法上問題ないと判断する場合には、「排除措置命令を行わない旨の通知」²⁴を行う。
- (b) より詳細な審査が必要であると判断する場合には、報告等の要請を行う。これにより、50 条 1 項の規定による通知(排除措置命令前の事前通知)をするまでの期間が延長される。

②報告等の要請を行う日から第 2 次審査(詳細審査)が始まる。²⁵

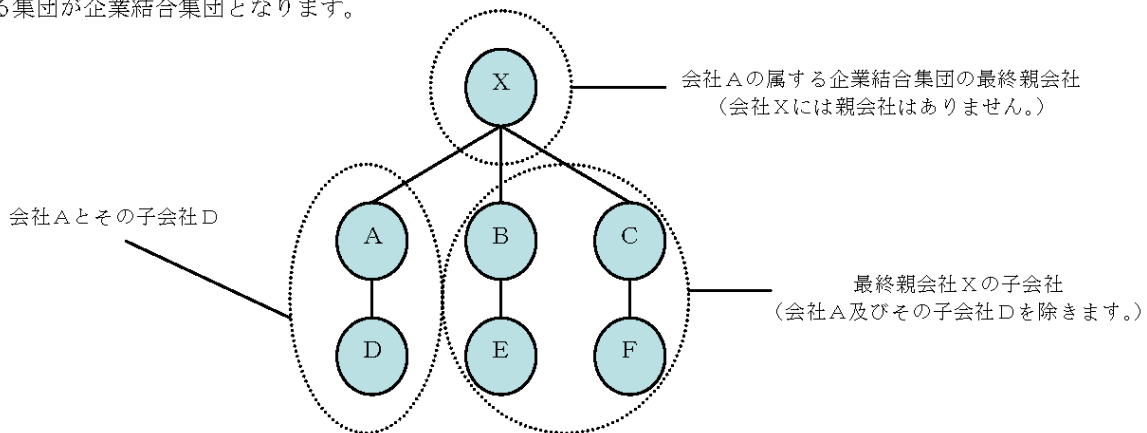
- (a) 独禁法上問題ないと判断する場合には、①(a)と同じ。
- (b) 独禁法上の問題を解消する計画(事業の一部譲渡等)をとることができる場合には、このような措置(問題解消措置)を届出書に記載することにより、排除措置命令を行わない旨の通知を得ることができる。²⁶

【企業結合集団の概念図】

※ 2 「企業結合集団」(法第 10 条第 2 項)

企業結合集団とは、会社及び当該会社の子会社(※ 3)並びに当該会社の最終親会社(親会社(※ 4)であって他の会社の子会社でないものをいいます。)及び当該最終親会社の子会社(当該会社及び当該会社の子会社を除きます。)から成る集団をいいます(概念図については会社 A を起点として考えた場合には下図のようになります。)

ただし、当該会社に親会社がない場合には、当該会社が最終親会社となりますので、当該会社とその子会社から成る集団が企業結合集団となります。



(出典)「株式取得に関する計画届出書記載要領」2 の※2

²² 事業譲受け等のうち、譲受け以外の場合は事前届出の対象ではない。根岸・舟田 82 頁。役員兼任については株式保有についての事前届出制度によってある程度の監視は可能である等の理由から届出制度は廃止された。根岸・舟田 83 頁。

²³ 初日不算入の原則(民法 140 条)により、届出受理日の翌日から起算される。

²⁴ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」9 条

²⁵ 第三者からの意見聴取や多くの需要者からのヒアリング又はアンケート、経済分析等を実施しなければ独禁法上の問題の有無を確定できない場合には第二次審査に進むとされる。田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』247 頁(商事法務、2014 年)

²⁶ 「当事会社が申し出た問題解消措置を前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならない」という表現。なお、時間的な制約等から、公取委から競争上の問題の指摘を受ける前に、当事会社側の判断により一定の措置を申し出ることもある。田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』214 頁(商事法務、2014 年)

【具体例で見る企業結合審査】:新日鐵住金(株)による日新製鋼(株)の株式取得(H28 事例 5)

[1] 概要

[1-1] 新日鐵住金が、日新製鋼の株式に係る議決権を 50%を超えて取得する計画

[1-2] 「公正取引委員会は、当事会社グループが競合又は取引関係に立つ約 20 の取引分野について審査を行い、そのうち表面処理鋼板の一種である「溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板」及びステンレス鋼の一種である「ステンレス冷延鋼板」については、当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）を前提とすれば、本件株式取得が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。」

[2] ステンレス冷延鋼板に関する分析

[2-1] ①「ステンレス冷延鋼板」は、当事会社グループが製造販売する鉄鋼製品のうち「ステンレス鋼」と呼ばれる鉄鋼製品の一種である。

ステンレス鋼とは、鉄の最大の弱点であるさびを防止するため、主成分の鉄(50%以上)に 10.5%以上のクロムを含ませ、炭素を 1.2%以下とした鉄鋼製品をいい、耐食性、耐久性、意匠性、耐火性、加工性等に優れている。」

②「ステンレス鋼は、添加される合金の成分により、クロムを含みニッケルを含まないクロム系と、クロムとニッケルを含むニッケル系に分類されることが多いところ、ニッケル系は、比較的、耐食性、加工性等に優れていることから、その用途は家庭用品、鉄道車両などと広範囲にわたっており、クロム系は、ニッケル系ほどの耐食性を発揮しないため、自動車の排気系部品、業務用厨房、建築内装など、それほど腐食環境が厳しくない用途に使用されている。」

③「ステンレス鋼は一般的に電気炉によって生産されているところ、鉄スクラップ、銑鉄、フェロニッケル、フェロクロム、ステンレス屑等の原料を溶解するなどの工程（製鋼工程）を経て生産されたステンレス鋼を、熱間圧延機で圧延することにより製造した帯状のステンレス鋼製品を「ステンレス熱延鋼帯」といい、ステンレス熱延鋼帯を冷間圧延機によって常温でさらに圧延することにより、意匠性、加工性を向上させた帯状のステンレス鋼製品を「ステンレス冷延鋼板」という。」

[2-2] 一定の取引分野

①「ステンレス冷延鋼板は、…帯状のステンレス鋼製品であり、自動車、電気機械、建築資材のほか、多様な分野で使用されている。他方、ステンレス熱延鋼帯は、「ステンレス冷延鋼板」、「ステンレス鋼管」、「ステンレス形鋼」等の製品を製造する中間部材として用いられることが多く、最終製品として使用されることは少ないことから、ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯との間に需要の代替性は認められない。」

「ステンレス冷延鋼板はステンレス熱延鋼帯を冷間圧延機によって常温で圧延することにより製造される。他方、ステンレス熱延鋼帯は、製鋼工程を経て生産されたステンレス鋼を熱間圧延機によって圧延することにより製造されるものであり、それぞれ製造設備が異なることから、ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯の間に供給の代替性は認められない。」

②「ステンレス鋼はニッケル系とクロム系に分類されるところ、ニッケル系とクロム系は耐食性や加工性などが異なるものの、需要者は一般的に、費用対効果の観点から、ニッケル系とクロム系の価格の動向と製品に要求される性能とを比較考量しながら鋼種を選択し、又は切替えを行っている状況にあることから、ニッケル系とクロム系には需要の代替性が一定程度認められる。」

「ニッケル系とクロム系では、添加される合金の成分が異なるものの、基本的な製造工程は同一であることから、供給の代替性が認められる。」

③「ステンレス冷延鋼板とステンレス熱延鋼帯の間には、需要の代替性及び供給の代替性が認められない一方、ニッケル系とクロム系の間には需要の代替性及び供給の代替性が認められることから、「ステンレス冷延鋼板」を商品範囲として画定した。」

④「ステンレス冷延鋼板の需要者は、…主に国内の鉄鋼事業者からステンレス冷延鋼板を調達しているという実態にあり、…「日本全国」を地理的範囲として画定した。」

[2-3] 競争の実質的制限

①「平成 26 年度における国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における市場シェアは下表のとおりであり、本件株式取得後の当事会社グループの合算市場シェア・順位は約 60%・第 1 位、HHI の増分は約 1900 となり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。」

順位	会社名	市場シェア
1	日新製鋼	約 35%
2	新日鐵住金グループ	約 25%
3	A 社	約 15%
4	B 社	約 10%
5	C 社	0-5%
6	D 社	0-5%
7	E 社	0-5%
	輸入	約 10%
合計		100%

「ステンレス冷延鋼板市場には、有力な競争事業者として A 社(市場シェア約 15%)及び B 社(市場シェア約 10%)が存在するが、これらの競争事業者の供給余力は限定的である。」

②「ステンレス冷延鋼板の輸入品の市場シェアは、近年、おおむね 5-10%程度で推移している。ステンレス冷延鋼板の需要者によれば、輸入品について、汎用品種であれば品質面の問題はないが、需要者が個別に求める独自の性能・品質に対応した品種については品質面の問題等から調達が難しいとする意見や、注文可能なロット数、クレーム・返品対応などは国内品に比べてまだ問題があるとする意見がみられた。」「したがって、…輸入圧力は限定的である。」

「ステンレス冷延鋼板の製造のためには、多額の設備投資が必要である。また、過去 5 年間に於いてステンレス冷延鋼板の製造へ新たに参入した事業者は見当たらず、国内の鉄鋼事業者のうちステンレス冷延鋼板の製造への参入を予定している者もない。」「したがって、参入圧力は認められない。」

「ステンレス冷延鋼板は、用途によっては他素材との競合関係が認められる。例えば、鉄道車両、家電製品、厨房機器などでは、ステンレス冷延鋼板の代わりにアルミニウムや樹脂が用いられることがある。もともと、これらの他素材については、ステンレス冷延鋼板より値段が高価であるなどの理由から、代替的に用いられるのは一部である。」「したがって、隣接市場からの競争圧力は限定的である。」

「ステンレス冷延鋼板の需要者である自動車メーカー及び電機メーカーについては、集中購買により強力な価格交渉力を有しているが、需要者の中には、ステンレス冷延鋼板は調達する品種が多品種であるために集中購買になじまないとして、集中購買の対象としていない需要者も存在する。…」「したがって、需要者からの競争圧力は限定的である。」

③「本件株式取得により、国内のステンレス冷延鋼板市場における競争単位が一つ減少し、当事会社グループの合算市場シェアが約 60%となる一方、競争事業者による供給余力が必ずしも十分でないこと、参入圧力が認められないことに加えて、輸入圧力、隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的であることから、本件株式取得により、当事会社グループが単独で価格等のある程度自由に左右することができる状態が現出する。また、

競争事業者の供給余力に限りがあるため、当事会社グループが値上げを行った場合に競争事業者が市場シェアを拡大する余地が限られること、さらに、参入圧力がなく、輸入圧力、隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的である状況では、本件株式取得後、当事会社グループとその競争者が協調的行動を採ることにより、価格等がある程度自由に左右することができる状態が現出し、本件株式取得が国内のステンレス冷延鋼板の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。」